

昭和二十二年内務省令第二十九号

地方自治法施行規則

地方自治法施行規則を次のように定める。

第一条 地方公共団体の議会の解散の投票、地方公共団体の議会の議員及び長の解職の投票並びに一の地方公共団体のみに適用される特別法に関する賛否の投票に用いる投票用紙は、別記様式に準じてこれを調製しなければならない。

第二条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六六条、第六十四條、第六十七條、第六百八十四條、第二百十三條の五第一項、第二百十四條の四及び第二百十五條の四において準用する公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第三十九條第二項、第五十三條第三項、第五十四條第二項又は第五十九條の五の四第八項の規定による点字投票である旨の表示は、公職選挙法施行規則(昭和二十五年総務府令第十三号)第七條の規定による様式に準じて準じるものでなければならない。

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十五條第一項、第二百六十二條第一項及び第二百九十一條の六第七項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第五十條、第四項及び第五項並びに地方自治法施行令第六六条、第六十四條、第六十七條、第六百八十四條、第二百十三條の五第一項、第二百十四條の四及び第二百十五條の四において準用する公職選挙法施行令第四十一條第四項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第八條の規定による様式に準じて調製しなければならない。

第四条 地方自治法施行令第六六条、第六十四條、第六十七條、第六百八十四條、第二百十三條の五第一項、第二百十四條の四及び第二百十五條の四において準用する公職選挙法施行令第五十二條の規定による宣誓書は、公職選挙法施行規則第九條の規定による様式に準じて作成しなければならない。

第五条 地方自治法施行令第六六条、第六十四條、第六十七條、第六百八十四條、第二百十三條の五第一項、第二百十四條の四及び第二百十五條の四において準用する公職選挙法施行令第五十三條第一項及び第五十四條第一項の規定による不在者投票用封筒並びに同令第五十三條第二項の規定による不在者投票証明書及び入れるべき封筒は、公職選挙法施行規則第十條の規定による様式に準じて調製しなければならない。

第六条 地方自治法施行令第六六条、第六十四條、第六十七條、第六百八十四條、第二百十三條の五第一項、第二百十四條の四及び第二百十五條の四において準用する公職選挙法施行令第五十九條の三の規定による郵便投票証明書の交付申請書又は郵便投票証明書は、公職選挙法施行規則第十條の三の規定による様式に準じて作成し、又は調製しなければならない。同条第二項の規定は、郵便投票証明書の交付を申請する場合に準用する。

第六條の二 地方自治法施行令第六六条、第六十四條、第六十七條、第六百八十四條、第二百十三條の五第一項、第二百十四條の四及び第二百十五條の四において準用する公職選挙法施行令第五十九條の四第一項の規定による請求書は、公職選挙法施行規則第十條の四の規定による様式に準じて作成しなければならない。

第六條の三 地方自治法施行令第六六条、第六十四條、第六十七條、第六百八十四條、第二百十三條の五第一項、第二百十四條の四及び第二百十五條の四において準用する公職選挙法施行令第五十九條の四第四項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第十條の五の規定による様式に準じて調製しなければならない。

第六條の四 地方自治法施行令第六六条、第六十四條、第六十七條、第六百八十四條、第二百十三條の五第一項、第二百十四條の四及び第二百十五條の四において準用する公職選挙法施行令第五十九條の五の四第五項の規定による請求書は、公職選挙法施行規則第十條の五の三の規定による様式に準じて作成しなければならない。

第六條の五 地方自治法施行令第六六条、第六十四條、第六十七條、第六百八十四條、第二百十三條の五第一項、第二百十四條の四及び第二百十五條の四において準用する公職選挙法施行令第五十九條の五の四第七項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第十條の五の四の規定による様式に準じて調製しなければならない。

第七條 地方自治法施行令第六六条、第六十四條、第六十七條、第二百十三條の五第一項、第二百十四條の四及び第二百十五條の四において準用する公職選挙法施行令第六十九條及び第八十二條の規定による開票立会人及び選挙立会人となるべき者の届出書及び承諾書は、公職選挙法施行規則第十一條の規定による様式に準じて作成しなければならない。

第八條 地方自治法第八十五條第一項、第二百六十二條第一項及び第二百九十一條の六第七項において準用する公職選挙法第五十四條、第七十條又は第八十三條の規定による投票録、開票録又は選挙録並びに地方自治法施行令第六六条、第六十四條、第六十七條、第六百八十四條、第二百十三條の五第一項、第二百十四條の四及び第二百十五條の四において準用する公職選挙法施行令第六十一條の規定による不在者投票に関する調書は、公職選挙法施行規則第十四條の規定による様式に準じて調製しなければならない。

第九條 普通地方公共団体及び特別区の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求者署名簿、条例制定又は改廃請求者署名簿、別記様式のとおりとする。

2 広域連合の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求者署名簿、条例制定又は改廃請求者署名簿、別記様式のとおりとする。

第十條 普通地方公共団体及び特別区の事務監査請求書、事務監査請求代表者証明書、事務監査請求者署名簿、事務監査請求者署名簿、別記様式のとおりとする。

2 広域連合の事務監査請求書、事務監査請求代表者証明書、事務監査請求者署名簿、事務監査請求者署名簿、事務監査請求者署名簿、別記様式のとおりとする。

第十一條 普通地方公共団体及び特別区の議会の解散請求書、解散請求代表者証明書、解散請求者署名簿、解散請求者署名簿、解散請求者署名簿、別記様式のとおりとする。

2 広域連合の議会の解散請求書、解散請求代表者証明書、解散請求者署名簿、解散請求代表者証明書、解散請求者署名簿、解散請求者署名簿、別記様式のとおりとする。

第十二條 普通地方公共団体及び特別区の議会の議員、長、副知事、副市町村長、選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職請求書、解職請求代表者証明書、解職請求者署名簿、解職請求者署名簿、解職請求者署名簿、別記様式のとおりとする。

2 広域連合の議会の議員、長及び地方自治法施行令第二百六十六條に規定する職員の解職請求書、解職請求代表者証明書、解職請求者署名簿、解職請求者署名簿、解職請求者署名簿、別記様式のとおりとする。

第十二條の二 広域連合の規約変更請求書、規約変更請求代表者証明書、規約変更請求者署名簿、規約変更請求代表者証明書、規約変更請求者署名簿、規約変更請求者署名簿、別記様式のとおりとする。

第十二條の三 地方自治法第二百三十三條第三項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)第二條第二項第一号に規定する電子署名とする。

第十二條の四 地方自治法第二百三十八條の二第二項の総務省令で定める電子情報処理組織(同法第二百三十八條の二第二項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。)の使用に係る電子計算機(同法第二百三十八條の二第二項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。)の使用に係る電子計算機(同法第二百三十八條の二第二項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。)

と、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて当

該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第十二条の二の四 地方自治法第百三十八条の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、当該議会等の定めるところにより、当該議会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第十二条の二の六において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第二項第二号イからハまでに掲げる電子証明書（議会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議会等の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第十二条の二の五 地方自治法第百三十八条の二第二項の総務省令で定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第十二条の二の六 議会等は、地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

第十二条の二の七 地方自治法第百三十八条の二第二項ただし書に規定する総務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第十二条の二の五の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議会等の定めるところによる届出

第十二条の二の八 地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により国会に対して同法第九十九条の規定による通知を行う議会は、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により当該通知を行った議会を確認するための措置を講じなければならない。

第十二条の二の九 第十二条の二の三から前条までに定めるもののほか、地方自治法第百三十八条の二第一項又は第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行う場合に必要事項は、議会等が定める。

第十二条の二の十 地方自治法第百五十条第四項の規定による報告書の様式は、別記のとおりとする。

第十二条の二の十一 地方自治法第百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものは、歳入等（同条に規定する歳入等をいう。以下同じ。）の納付の通知に係る書面であつてバーコードの記載があるものとする。

2 地方自治法第百三十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる事項の通知とする。

- 一 歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な事項
- 二 次に掲げるいずれかの事項
 - イ クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項
 - ロ 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する方法（イに規定する方法を除く。）による決済に関し必要な事項

第十二条の二の十二 地方自治法第百三十一条の二の三第一項の規定による普通地方公共団体の長の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地その他当該普通地方公共団体の長が必要と認める事項を記載した申出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

3 前二項の規定は、地方自治法第百四十三条の二第一項の規定による普通地方公共団体の長の指定について準用する。

第十二条の二の十三 指定納付受託者（地方自治法第百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。）は、同法第百三十一条の二の二（第一号に係る部分に限る。）の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、当該歳入等を納付しようとする者に、当該委託を受けたことを証する書面を交付するものとする。

2 指定納付受託者は、地方自治法第百三十一条の二の二（第二号に係る部分に限る。）の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、当該歳入等を納付しようとする者に、その旨を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

3 前二項の指定納付受託者は、それぞれこれらの規定に規定する委託を受けた歳入等に係る第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる事項が記載された書面又は当該事項が記録された電磁的記録を保存するものとする。

第十二条の二の十四 地方自治法第百三十一条の二の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第一項の規定による指定をした日とする。

2 地方自治法第百四十三条の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第一項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日とする。

第十二条の二の十五 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、地方自治法第百三十一条の二の三第三項の規定により、普通地方公共団体の長が定める日までに、その旨を記載した届出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第百四十三条の二第三項の規定により指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）がその名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときについて準用する。

第十二条の二の十六 指定納付受託者は、地方自治法第百三十一条の二の五第二項の規定により、次に掲げる事項を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において地方自治法第百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日

二 前号の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項

ロ 歳入等を納付しようとする者から地方自治法第百三十一条の二の二の規定により委託を受けた年月日

第十二条の二の十七 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者に対し、地方自治法第百三十一条の二の六第二項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

2 前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第百四十三条の二の二第二項の報告を求めるときについて準用する。

第十二条の二の十八 普通地方公共団体の長は、地方自治法第百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第百四十三条の二の三第一項の規定による指定の取消しをしたときについて準用する。

第十二条の十九 地方自治法第二百四十三条の二の四第二項（同法第二百四十三条の二の五第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、口座振替の方法、同法第二百三十一条の二第二項の規定による証紙による収入の方法、同法第三項の規定による証券をもつてする方法及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引とする。

第十二条の二十 地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入

二 繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金

第十二条の二十一 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条から第十二条の四までにおいて「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第十二条の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新業務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新業務（以下この条において「新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役員とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役員と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役員とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

三 第三項第四号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により提出された実施計画（新業務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新業務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

一 新商品の生産等の目標

二 新商品等の内容

三 新商品の生産等の実施時期

四 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合することを確認しなければならない。

5 前項の規定により普通地方公共団体の長が新業務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第二項の規定を準用する。

6 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画（第四項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

7 普通地方公共団体の長は、第一項の規定により新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の普通地方公共団体の長が同項の実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもつて同項の確認をすることができる。

8 前項の規定は、第四項の実施計画の変更について準用する。

第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七条の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

第十二条の五 地方自治法施行令第六十八条の七第一項に規定する現金又は有価証券で総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券

二 災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金又は有価証券

三 公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校に限る。）における奨学を目的とする寄附金を原資として交付された現金又は有価証券

第十三条 地方自治法施行令第七十二条第一項の規定による必要な措置請求書は、別記様式のとおりとする。

（基準給与年額の算定方法）

第十三条の二 地方自治法施行令第七十三条の四第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（普通地方公共団体の長等の基準給与年額）という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において支給され、又は支給されるべき給料（以下この号において「報酬又は給料」という。）の額に二十四条第一項の規定に基づく給料（以下この号において「報酬又は給料」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等の地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する普通地方公共団体の長等という。以下この項及び次項において同じ。）の任期が十二月に満たない場合にあっては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額）

二 普通地方公共団体の長等の基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当又は特定任期付職員業績手当の額（以下この号において「期末手当等の額」という。）を一会計年度当たりの額に換算して得た額（普通地方公共団体の長等の任期が十二月に満たない場合にあっては、期末手当等の額を任期当たりの額に換算して得た額）

三 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合にはこれらの手当及び前号に掲げる手当を除く。以下この号において「扶養手当等以外の手当」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等の任期が十二月に満たない場合にあっては、扶養手当等以外の手当の額を任期当たりの額に換算して得た額）

2 前項の報酬、給料又は手当の額には、普通地方公共団体の長等がその職責に係る他の職を普通地方公共団体の長等の基準日時点において兼ねている場合におけるその者の報酬、給料又は手当を含むものとする。

3 普通地方公共団体の長等の基準日が二以上ある場合には、前二項の規定により計算した額が最も高い額を普通地方公共団体の長等の基準給与年額とする。

4 地方自治法施行令第七十三条の四第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「地方警察官の基準給与年額」という。第五項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき一般職の職員との給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定による俸給の額に十二を乗じて得た額

二 普通地方公共団体の長等の基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当又は勤勉手当の額

三 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合にはこれらの手当及び前号に掲げる手当を除く。）の額に十二を乗じて得た額

5 前項の俸給又は手当の額には、当該地方警察官がその職責に係る他の職を普通地方公共団体の長等の基準日時点において兼ねている場合におけるその者の俸給又は手当を含むものとする。

6 普通地方公共団体の長等の基準日が二以上ある場合には、前二項の規定により計算した額が最も高い額を地方警察官の基準給与年額とする。

第十四条 予算の調製の様式は、別記のとおりとする。

第十五条 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。

2 歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない。

第十五条の二 予算に関する説明書の様式は、別記のとおりとする。

第十五条の三 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、別記のとおりとする。

第十五条の四 繰越明許費繰越計算書の様式は、別記のとおりとする。

第十五条の五 事故繰越繰越計算書の様式は、別記のとおりとする。ただし、継続費に係る地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による繰越しにあつては、第十五条の三の継続費繰越計算書の様式によるものとする。

第十六条 決算の調製の様式は、別記のとおりとする。

第十六条の二 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式は、別記のとおりとする。

第十七条 地方自治法第二百五十二条の十七の四第五項の再々審査請求については、行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）第一条から第四条までの規定を準用する。

第十七条の二 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十一第一号に規定する総務省令で定める職は、会計検査院において会計検査に関する行政事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する会計検査に関する行政事務を担当する専門的な職とする。

第十七条の三 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十一第三号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる職に関する行政事務を担当する職とする。

三 中核市 監査に関する行政事務を担当する係長以上の職又は監査に関する行政事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

第十七条の四 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十一第五号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる会計事務を担当する職とする。

一 都道府県 会計事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する会計事務を担当する専門的な職

二 指定都市 会計事務を担当する係長以上の職又は会計事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの

三 中核市 会計事務を担当する係長以上の職又は会計事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

第十七条の五 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十一第六号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる予算の調製に関する事務を担当する職とする。

一 都道府県 予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する予算の調製に関する事務を担当する専門的な職

二 指定都市 予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又は予算の調製に関する事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの

三 中核市 予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又は予算の調製に関する事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

第十七条の六 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十一第六号に規定する総務省令で定める組織は、地方自治法第五十八条の規定により設けられた予算の査定に関する事務を分掌させるための組織とする。

第十七条の七 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十三に規定する総務省令で定める事項は、監査の事務を補助せよとする者の履歴に関する事項とする。

第十七条の八 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十五第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

一 地方自治法第二百五十二条の三十六第四項に規定する包括外部監査対象団体（第三号において「包括外部監査対象団体」という。）と同法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結しようとする相手方（次号において「包括外部監査契約を締結しようとする相手方」という。）の履歴書

二 包括外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第五号までのいづれにも該当しない旨の当該包括外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書

三 その他包括外部監査対象団体の長が必要と認める書面

第十七条の九 普通地方公共団体及び特別区の地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十第二項に規定する事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書（以下この条において「事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書」という。）並びに普通地方公共団体及び特別区の事務監査請求代表者証明書で同項の規定により当該証明書に係る請求に係る監査について監査委員の監査に代えて地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることを求められている旨が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

2 広域連合の事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書及び広域連合の事務監査請求代表者証明書で地方自治法施行令第二百六条の五において準用する同令第七十四条の四十九の三十第二項の規定により当該証明書に係る請求に係る監査について広域連合の監査を行う機関の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求められている旨が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

2 広域連合の事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書及び広域連合の事務監査請求代表者証明書で地方自治法施行令第二百六条の五において準用する同令第七十四条の四十九の三十第二項の規定により当該証明書に係る請求に係る監査について広域連合の監査を行う機関の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求められている旨が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

第十七条の十 地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十三第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

一 普通地方公共団体と地方自治法第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結しようとする相手方（次号において「個別外部監査契約を締結しようとする相手方」という。）の履歴書

二 個別外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第五号までのいずれにも該当しない旨の当該個別外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書

三 その他普通地方公共団体の長が必要と認める書面

第十七条の十一 前条の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、前条中「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十八第一項において準用する同令第七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

第十七条の十二 第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十一第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十九第一項において準用する同令第七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十一第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

第十七条の十三 第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十二第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七十四条の四十九の四十一第一項において準用する同令第七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十二第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

第十七条の十四 地方自治法施行令第七十二条第一項の規定による必要な措置請求書で同令第七十四条の四十九の四十一第一項の規定により当該請求に係る請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める旨及びその理由が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

第十七条の十五 第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十三第二項前段の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七十四条の四十九の四十二第一項において準用する同令第七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十三第三項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
 - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 申請者が代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約

二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

五 合併しようとする各認可地縁団体の規約

六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合

- イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
- 二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合
- イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合
- イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所

ホ 代表者の氏名及び住所
へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

ヘ 解散年月日

五 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の第二十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。
第二十条 地方自治法第二百六十条の第二十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。
第二十一条 地方自治法第二百六十条の第二十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二条の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。
3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

2 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。
第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。
（電磁的方法）
第二十二條の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるときに限り適用されるものとする。

（電磁的方法による決議に係る構成員の承諾）
第二十二條の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
第二十二條の二の三 地方自治法第二百六十条の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十条の四十二第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十条の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。
第二十二條の二の四 地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 合併後の認可地縁団体の名称
二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
三 合併後の認可地縁団体の区域
四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
九 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日
十 合併前の各認可地縁団体の名称
十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

第二十二條の二の五 地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。
一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
三 申請者が代表者であることを証する書類
四 地方自治法第二百六十条の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の三 地方自治法第二百六十条の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の四十六第一項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができ者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べると旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の四 地方自治法第二百六十条の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の五 地方自治法第二百六十条の四十六第五項に規定する通知は、第二十二條の第三項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の六 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七条の第二項の規定は、法第二百八十二条第二項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。）の従業者数について準用する。

第二十三條 この省令中市に関する規定は特別区に関する規定、市長に関する規定は特別区の区長に関する規定とみなす。

第二十三條の二 第十七条の十の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第二百五十二条の三十九第一項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは、「地方自治法施行令第二百六十六条の五」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは、「地方自治法第二百九十一条の六」と読み替えるものとする。

附 則

第一条 この省令は、公布の日から、これを施行する。

第二条 東京都制施行規則、道府県制施行規則、市制町村制施行規則、明治三十五年内務省令第三号（道府県職員服務規律）、明治四十四年内務省令第十四号（市制第八十二条第一項の市の指定の件）、明治四十四年内務省令第十六号（市町村職員服務規律）及び昭和十八年内務省令第五十一号（東京都職員服務規律）は、これを廃止する。

第三条 公共工事に関する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。次項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の四割を超えない範囲内とする。

2 公共工事に関する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額と

して必要な経費について、前項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の二割を超えない範囲内とする。

一 工期の二分の一を経過していること。

二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

（令和三年度から令和八年度までの間における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例）

第四条 令和三年度から令和八年度までの間に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分

の歳入の表都道府県の欄中

4 地方特例交付金 1 地方特例交付金

と あ る の は

4 地方特 1 地方特例交付金

と あ る の は

4 地方特 1 地方特例交付金

と あ る の は

4 地方特 1 地方特例交付金

と あ る の は

9 地方特例交付金 1 地方特例交付金

と あ る の は

9 地方特例交付金 1 地方特例交付金

と あ る の は

9 地方特 1 地方特例交付金

と あ る の は

9 地方特 1 地方特例交付金

と あ る の は

9 地方特 1 地方特例交付金

と あ る の は

9 地方特 1 地方特例交付金

と あ る の は

9 地方特 1 地方特例交付金

と あ る の は

9 地方特 1 地方特例交付金

と あ る の は

この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附 則（昭和二十五年五月一日総理府令第一四号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十五年五月四日総理府令第一六号）抄

この府令は、昭和二十五年五月十五日から施行する。

附 則（昭和二十七年八月一九日総理府令第五八号）抄

この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附則 (昭和二十七年九月一日総理府令第六四号)

この府令は、公布の日から、施行する。但し、第二条の改正規定は、自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)施行の日(昭和二十七年八月一日)から適用する。

附則 (昭和三十一年二月六日総理府令第八九号)

この府令は、公布の日から施行する。ただし、地方公共団体歳入歳出予算様式に関する部分、昭和三十一年度分から適用し、繰越計算書様式及び地方公共団体歳入歳出決算様式に関する部分、昭和三十一年度分から適用する。

附則 (昭和三十七年九月二十九日自治省令第二二一号)

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十八年九月四日自治省令第二六号)

この省令中予算に関する改正規定は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。ただし、改正後の地方自治法施行規則(以下「新規則」という。)の規定中予算及び決算に係る部分は、昭和三十九年度の予算及び決算から適用する。

附則 (昭和三十八年二月二七日自治省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一〇日自治省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四一年二月一五自治省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四一年五月三〇日自治省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四一年七月五自治省令第一四号)

この省令中地方公営企業法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十号)による改正後の地方公営企業法(以下「新法」という。)第四十三条第一項の昭和四十年年度の赤字企業及び新法第四十九条第一項の赤字の企業の財政の再建に関する改正規定は公布の日から、予算に関する改正規定は昭和四十二年一月一日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。

前項の規定による改正後の地方自治法施行規則第十五条の五の規定及び別記継続費繰越計算書様式は、昭和四十二年年度の予算及び決算から適用する。

附則 (昭和四二年八月一七日自治省令第一九号)

この省令は、昭和四十一年九月三十日から施行する。

附則 (昭和四三年一月一日自治省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年四月一四日自治省令第一〇号)

この省令は、昭和四十四年五月一日から施行する。

附則 (昭和四四年四月一四日自治省令第一〇号)

この省令の施行の際現にその手続が開始されている直接請求については、なお従前の例による。

附則 (昭和四四年二月五日自治省令第三二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四六年一月二三日自治省令第一号)

この省令は、昭和四十六年一月二十四日から施行する。

附則 (昭和四六年七月五自治省令第一三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四六年九月八日自治省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年九月三〇日自治省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年六月三〇日自治省令第一七号)

この省令は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附則 (昭和四九年三月三〇日自治省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四九年一月一七日自治省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年二月六日自治省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の地方自治法施行規則別記予算に関する説明書様式中給与費明細書に関する部分は、昭和五十年年度の予算から適用する。ただし、昭和五十年三月三十一日までの間に議会に提出される給与費明細書にあつては、この省令による改正前の様式によることができる。

附則 (昭和五〇年九月二〇日自治省令第一六号)

この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附則 (昭和五一年三月三一日自治省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年八月一七日自治省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年三月三一日自治省令第八号)

この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は同年四月十六日から、軽油引取税に関する改正規定は同年六月一日から、附則第十三条の次に一条を加える改正規定は昭和五十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和五四年三月三一日自治省令第九号)

この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和五七年九月一六日自治省令第二〇号)

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和五九年八月一七日自治省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の日以降において昭和五十九年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないうやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附則 (昭和六〇年八月二二日自治省令第二二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年一月二八日自治省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年五月三〇日自治省令第二二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六二年三月三日自治省令第三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年二月二十八日自治省令第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則（昭和六十三年二月三〇日自治省令第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附則（平成元年三月三十一日自治省令第二二号）

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成二年二月二二日自治省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年二月二六日自治省令第三三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日以降において平成二年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないうやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附則（平成三年三月三〇日自治省令第九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成三年四月二日自治省令第一一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年二月二四日自治省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日以降において平成三年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないうやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附則（平成六年七月八日自治省令第二八号）

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附則（平成六年一月二五日自治省令第四一〇号）抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二二号）の施行の日から施行する。

8 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附則（平成七年六月二〇日自治省令第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の地方自治法施行規則の規定は、この省令の施行の際現にその手続が開始されている直接請求については、適用しない。

附則（平成七年二月二〇日自治省令第三六六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年三月三十一日自治省令第一八号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成九年九月三〇日自治省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成九年一月一九日自治省令第四二二号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附則（平成一〇年一月三〇日自治省令第一一号）抄

この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成九年法律第二百二十七号）の施行の日（平成十年六月一日）から施行する。

5 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年八月五日自治省令第三四号）

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十年十月一日）から施行する。

附則（平成一〇年二月一八日自治省令第四六号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年二月一七日自治省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一一年三月三十一日自治省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日自治省令第二二二号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年四月一八日自治省令第三三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年九月一四日自治省令第四四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年一月二一日総務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十三年年度の予算から適用する。ただし、この省令による改正後の別記予算の調整の様式第5表は、平成十二年年度の予算から適用する。

附則（平成一四年二月二八日総務省令第一九号）

（施行期日）

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

（地方自治法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の地方自治法施行規則別記載入歳出予算の款項の区分及び目の区分を基準として議会に提出し、又は議会の議決を経ている予算及びこれに関する説明書は、同条の規定による改正後の地方自治法施行規則別記載入歳出予算の款項の区分及び目の区分を基準として定められたものとみなす。

附則（平成一四年三月三〇日総務省令第四一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令中、第二条の規定は、平成十四年三月三十一日から、その他の規定は、平成十四年九月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二四日総務省令第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年八月二九日総務省令第一一〇号）

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年九月二日）から施行する。

附則（平成十五年二月二五日総務省令第一四五号）

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附則（平成十六年四月一日総務省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年七月三〇日総務省令第一二二号）

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附則（平成十六年十一月八日総務省令第一三二号）

この省令は、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百四十四号）の施行の日（平成十六年十一月十日）から施行する。

附則（平成十七年四月二三日総務省令第七五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の地方自治法施行規則第十二条の三の二第一項各号のいずれにも適合するものであると普通地方公共団体の長が確認した同項に規定する実施計画は、この省令による改正後の地方自治法施行規則第十二条の三の二第一項各号のいずれにも適合するものであると普通地方公共団体の長が確認した同項に規定する実施計画とみなす。

附則（平成十七年二月二八日総務省令第一六九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日以降において、平成十七年度及び平成十八年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができずやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附則（平成十八年二月二日総務省令第一三九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行規則第十二条の二の二の改正規定及び同令第十二条の四の次に一条を加える改正規定は、平成十八年十一月二十四日から施行する。

（出納長及び収入役に関する経過措置）

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長又は収入役がなお従前の例により在職する場合には、第一条の規定による改正前の地方自治法施行規則（以下「旧規則」という。）第十二条第一項の規定、別記歳出予算に係る節の区分の表及び別記予算に関する説明書様式給与費明細書の1の備考1並びに第二条の規定による改正前の地方税法施行規則第四号様式及び第四号の二の様式は、なおその効力を有する。

この場合において、旧規則第十二条第一項、別記歳出予算に係る節の区分の表及び別記予算に関する説明書様式給与費明細書の1の備考1中「助役」とあるのは、「副市町村長」とする。

附則（平成十九年一月三一日総務省令第四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

第二条 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度においては、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例及び目の区分の歳入の表、都道府県の欄の中

4 地方特例交付金

1 地方特例交付金

1 地方特例交付金

とあたるの

4 地方特例交付金

1 地方特例交付金

2 特別交付金

1 地方特例交付金

1 特別交付金

と、同表市町村の欄の中

8 地方特例交付金

1 地方特例交付金

あたる

1 地方特例交付金

とあたるの

8 地方特例交付金

1 地方特例交付金

2 特別交付金

1 地方特例交付金

とあたるの

附則（平成十九年二月二三日総務省令第一四号）抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定、次項の規定による改正後の地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の規定及び附則第四項の規定による改正後の市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙又は投票については適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

附則（平成十九年三月二三日総務省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年三月三一日総務省令第五四号）抄

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度分の地方特例交付金から適用し、平成十八年度までの地方特例交付金については、なお従前の例による。

附則（平成二十年二月二四日総務省令第一二二号）

この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

附則（平成二十年七月二八日総務省令第八六号）抄

（施行期日等）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行し、平成二十一年度分の地方特例交付金から適用し、平成二十一年度分の地方特例交付金から適用する。ただし、附則第四条の規定は、平成二十一年度四月一日から施行する。

附則（平成二十年一月二二日総務省令第一一六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十年一月二六日総務省令第一一八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十九条、第二十二條、別記歳出予算に係る節の区分（第十五条関係）、別記申請書様式（第十八条関係）、別記届出様式（第

抄

）

(施行期日)
第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。
附則 (平成二十七年二月一六日総務省令第一〇三号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十八年二月二日総務省令第八号)
 この省令は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十八年三月三十一日総務省令第三十九号) 抄
 この省令は、令和元年十月一日から施行する。
附則 (平成二十八年五月二七日総務省令第六一七号)
 この省令は、公布の日から施行し、改正後の地方自治法施行規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

附則 (平成二十九年三月八日総務省令第九号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成二十九年三月二七日総務省令第一三三三号)
 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附則 (平成二十九年三月三十一日総務省令第二六号) 抄
 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三十年三月二九日総務省令第一〇号)
 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
附則 (平成三十年三月二九日総務省令第一三三三号)
 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
附則 (平成三十一年三月二九日総務省令第三七号)
 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、予算に関する説明書様式(第十五条の二関係)給与費明細書の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成三十一年三月二九日総務省令第三八号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附則 (平成三十二年三月二九日総務省令第三十九号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第二条の規定 公布の日

(地方自治法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第七条 平成二十八年地方税法等改正法附則第三十六条第四項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、毎年度、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により調製された市町村の決算に係る市町村民税の法人税割額のうち標準税率をもって算定された額で当該年度の前年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額及び同項の規定により調製された都の決算に係る都民税の法人税割額(地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課する都民税の法人税割額をいう。)のうち標準税率をもって算定された額で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額とする。
附則 (平成三十一年三月二九日総務省令第四〇号) 抄

(施行期日等)
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行し、令和元年度分の森林環境譲与税から適用する。
附則 (令和元年五月三十一日総務省令第一一七号)
 この省令は、令和元年十月一日から施行する。
附則 (令和元年七月五日総務省令第二三三三号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年九月一日総務省令第四一七号)
 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。
附則 (令和元年十二月二三日総務省令第六四四号)
 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則 (令和二年三月二七日総務省令第一四号)
 この省令は、令和二年四月一日から施行する。
附則 (令和二年三月三〇日総務省令第一七号)
 この省令は、令和二年四月一日から施行する。
附則 (令和二年三月三十一日総務省令第二二二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。
附則 (令和二年九月一八日総務省令第九〇号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (令和二年十二月二八日総務省令第一三三三号)
 (施行期日)
第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附則 (令和三年一月二九日総務省令第四四号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (令和三年三月一九日総務省令第二五号)
 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
附則 (令和三年三月三十一日総務省令第三四四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
 二 第四条(地方自治法施行規則附則第四条の改正規定を除く。)及び附則第十条の規定 令和四年一月四日
 三及び四 略
 五 第一四中地方税法施行規則附則第三十条第二項第二号の改正規定、同条第四項第一号の改正規定(「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める部分に限る。)、同項を同条第八項とする改正規定、同条第三項の改正規定及び同項を同条第七項とし、同条第二項の次に四項を加える

る改正規定並びに第四条中地方自治法施行規則附則第四条の改正規定並びに附則第六条第四項の規定、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

附則（令和三年八月二五日総務省令第八一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年八月三〇日総務省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年八月三一日総務省令第九一号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年十一月二十六日から施行する。ただし、電磁的方法に関する改正規定は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正前の地方自治法第二百六十条の二第一項の規定により認可を受けた認可地縁団体に係るこの省令による改正後の地方自治法施行規則第二十二條の二の二第二号の書類は、この省令による改正前の地方自治法施行規則第十八条第四号に規定する保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載があるときは、当該目録をもってこれに代えることができる。

附則（令和四年六月一〇日総務省令第四一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に締結された契約に係る地方自治法施行規則附則第三条第二項に規定する経費についての同条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年八月一二日総務省令第五四号）

この省令は、令和四年八月二十日から施行する。

附則（令和四年二月二八日総務省令第八二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和五年三月一〇日総務省令第一二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、土地改良法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する改正規定は、土地改良法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和五年三月三一日総務省令第三六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和六年一月一九日総務省令第二二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和四年総務省令第四十一号）の施行の日からこの省令の施行の日の前日までの間に締結された契約に係る第一条の規定による改正前の地方自治法施行規則附則第三条第二項に規定する経費については、第一条の規定による改正後の地方自治法施行規則附則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和六年二月九日総務省令第一〇号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月三〇日総務省令第三七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

抄

(別記)
投票用紙様式の一(第一条関係)

投票用紙様式の一(第一条関係)
その一

<p>表</p> <p>都(何道府県)(市)(町) (村)の議会の解散投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>都(道府県)(市) (区)(町)(村) 選挙管理委員会印</p> </div> <p>折目</p>	<p>裏</p> <p>○注(ちゅうしゆ)は、 一 かいだん(かいだん)せいでひと(ひと)んげい(んげい)か、はんたい(はんたい)ひと(ひと)んげい(んげい)か 解散に賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。 二 他(ほか)のことは書かないこと。</p> <p>折目</p>
--	---

備考
一 この様式は、地方自治法第八十五條第一項において準用する公職選挙法第四十六條第一項の規定による普通地方公共団体及び特別区の議会の解散の投票の様式である。
二 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字

を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
三 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもつてこれに代えてもさしつかえない。
四 地方自治法施行令第六十條において準用する公職選挙法施行令第五十一條の規定による請求に基づいて交付する投票用紙は、この様式及び公職選挙法施行規則第五條第一項の規定による様式に準じて調製するものとする。
五 地方自治法第二百六十二條第一項において準用する公職選挙法第四十六條第一項の規定による地方自治法第二百六十一條第二項の賛否の投票に用いる投票用紙は、この様式に準じて調製するものとする。

<p style="text-align: center;">裏</p> <p style="text-align: center;">折目</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p style="text-align: center;">反対</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p style="text-align: center;">賛成</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">表</p> <p style="text-align: center;">折目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">都(何道府県)(市)(町)(村) の議会の解散投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">都(道府県)(市) (区)(町)(村)選 挙管理委員会印</p> </div> </div>
---	--

備考
一 この様式は、地方自治法第八十五條第一項において準用する公職
選挙法第四十六條の第一項の規定による普通地方公共団体及び特
別区の議会の解散の投票の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員
会の印については、投票用紙様式の一その一に準ずる。
三 地方自治法第二百六十二條第一項において準用する公職
選挙法第四十六條の第二項の規定による地方自治法第二
百六十一條第三項の賛否の投票に用いる投票用紙は、この
様式に準じて調製するものとする。

その三

表	折目	裏	折目
<p>何広域連合の議会の解散投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80px;"> <p>広域連合選挙 管理委員会印</p> </div>		<p>○注(号)意、 一 解散に賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。 二 他は、この書かないこと。</p>	
	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		

備考

- 一 この様式は、地方自治法第百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の投票の場合の様式である。
- 二 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

- 三 投票用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員会の印は、広域連合の選挙管理委員会の定めるところにより、広域連合の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもつてこれに代えてもさしつかえない。
- 四 地方自治法施行令第二百三十三条の五第一項において準用する公職選挙法施行令第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙は、この様式及び公職選挙法施行規則第五十二条の規定による様式に準じて調製するものとする。

その四	表	何広域連合の議会の解散投票 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 広域連合選挙 管理委員会印 </div>	裏	一 ○注 ^上 、意 ^い 解散に賛成の人は賛成欄に○を、反対の人は反対欄に○をつ けること。 二 ○のほかは何も書かないこと。	備考
	折目		折目		

備考
 一 この様式は、地方自治法第二百九十一条の六第七項において准用
 する公職選挙法第四十六條の二第二項の規定による広域連合の議会
 の解散の投票の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員
 会の印については、投票用紙様式の「その三」に準ずる。

投票用紙様式之二（第一条関係）

投票用紙様式之二（第一条関係）
その一

表	折目	裏	折目
	都（何道府県）（市）（町）（村）の 議会の議員（都道府県知事 （区）（町）（村）選 挙管理委員会印）	一 〇注、意、 解職に賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。 二 他のことは書かないこと。	

備考
 一 この様式は、地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による普通地方公共団体及び特別区の議会の議員及び長の解職の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印並びに地方自治法施行令第十四条及び第百十七条において準用する公職選挙法施行令第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙の様式については、投票用紙様式の一（その一）に準ずる。

その二

折目 表 都(道府県)(市)(町)(村)の 議会の議員(都道府県知事) (市町村長)何某の解職投票	都(道府県)(市) (区)(町)(村)連 選挙管理委員会印
---	-------------------------------------

裏
 一 かい注^上○は、意^い
 一 解職に賛成の人は賛成欄に○を、反対の人は反対欄に○をつ
 けること。
 二 ○のほかは何も書かないこと。

折目 裏 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">かい注^上 反対</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">賛成</td> </tr> </table>	かい注 ^上 反対	賛成	
かい注 ^上 反対	賛成		

備考
 一 この様式は、地方自治法第八十五条第一項において准用する公職
 選挙法第四十六條の二第二項の規定による普通地方公共団体及び特
 別区の議会の議員及び長の解職の投票の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員
 会の印については、投票用紙様式の「その一」に準ずる。

その三	表	裏	折目
	何広域連合の議会の議員(広域連合の長)何某の解職投票 広域連合選挙 管理委員会印	一 解職に賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。 二 他のごときは書かないこと。	

備考
 一 この様式は、地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による広域連合の議会の議員及び長の解職の投票の場合の様式である。
 二 用紙の紙質及び用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員会の印並びに地方自治法施行令第二百四十四条の四及び第二百十

五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙の様式については、投票用紙様式の一その三に準ずる。

その四		折目	裏	折目					
		何広域連合の議会の議員(広域連合の長)何某の解職投票	<p>一 ○注^上意^い</p> <p>解^か職^しに^せ成^じの^に人^は賛^じ成^じ欄^に○^を、反^は対^{たい}の^に人^は反^は対^{たい}欄^に○^をつ^づける^こと。</p> <p>二 ○の^ほか^は何^も書^かない^こと。</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">はんたい</td> <td style="padding: 2px;">さんせい</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">反 対</td> <td style="padding: 2px;">賛 成</td> </tr> </table>	はんたい	さんせい	反 対	賛 成	
はんたい	さんせい								
反 対	賛 成								
		広域連合選挙 管理委員会印							

備考 一 この様式は、地方自治法第百九十一条の六第七項において准用する公職選挙法第四十六条の二第二項の規定による広域連合の議会の議員及び長の解職の投票の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員会の印については、投票用紙様式の「その三」に準ずる。

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） 請求書様式（第九条関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃）請求書様式第九
 九条関係
 何条例制定（改廃）請求書の要旨
 一 請求の要旨（千字以内）

二 請求代表者

住所	氏名
生年月日	性別
(住所) (氏名)	名
(生年月日) (性別)	

右のとおり地方自治法第七十四条第一項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定（改廃）を請求いたします。
 令和何年何月何日
 〔都（何道府県）知事〕〔何郡（市）町（村）長〕あて

備考

- 一 本請求書又はその写は、都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃）請求者署名簿（と）につり込むものとすること。
- 二 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第一）に定める点字で自己の氏名を記載することを含む（すること）。

何広域連合条例制定（改廃） 請求書様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求書様式（第九条関係）
 何広域連合条例制定（改廃）請求書
 一 請求の要旨（千字以内）

二 請求代表者

住所	氏名
生年月日	性別
(住所) (氏名)	名
(生年月日) (性別)	

右のとおり地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定（改廃）を請求いたします。
 令和何年何月何日
 何広域連合の長 あて

備考

- 一 本請求書又はその写は、何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿（と）につり込むものとすること。
- 二 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第一）に定める点字で自己の氏名を記載することを含む（すること）。

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） 請求代表者証明書様式（第九条関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃）請求代表者証明書
様式（第九条関係）
蓋（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃）請求代表者証明書

住所 氏 名
生年月日 性別
〔住所〕〔氏〕〔姓別〕〔名〕
〔生年月日〕〔性別〕

右の者は都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃）請求代表者であることを証明する。
令和何年何月何日
〔蓋（何道府県）知事〕〔何郡（市）町（村）長〕 氏 名 印

備考 本証明書又はその写は都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃）請求代表者署名簿（こと）に「より込むものとする」こと。

何広域連合条例制定（改廃） 請求代表者証明書様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求代表者証明書様式（第九条関係）
何広域連合条例制定（改廃）請求代表者証明書

住所 氏 名
生年月日 性別
〔住所〕〔氏〕〔姓別〕〔名〕
〔生年月日〕〔性別〕

右の者は何広域連合条例制定（改廃）請求代表者であることを証明する。
令和何年何月何日
何広域連合の長 氏 名 印

備考 本証明書又はその写は何広域連合条例制定（改廃）請求代表者署名簿（こと）に「より込むものとする」こと。

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

都（何道府県）何郡（市）町（村）条例制定（改廃）請求者署名簿様式第九
 条関係
 （表紙）

令和何年何月何日
 都（何道府県）何郡（市）町（村）条例制定（改廃）請求者署名簿
 （第 号）
 署名収集者 氏 名

署名の偽造、数の増減等を行った場合には罰則の適用があります（地方
 自治法第七十四条の四第一項）。
 署名を行おうとする者が心身の故障等により署名簿に署名することが
 できない場合で、その者の委任を受けたとき以外は、代筆を行うこと
 ができません（同法第七十四条第八項）。これに違反した場合には罰則
 の適用があります（同法第七十四条の四第二項）。

	無効	有効	
	番号	番号	
	署名 年月日	署名 年月日	
	住所	住所	
	生年 月日	生年 月日	
	氏名	氏名	
	代筆者 の住所 年月日	代筆者 の生年 月日	代筆をした場合
	代筆者 の氏名	代筆者 の氏名	
			備考

- 備考
- 一 本署名簿を二冊以上作成したときは、各署名簿に通ずる一連番号を付さなければならない。
 - 二 条例制定（改廃）請求書等及び条例制定（改廃）請求代表者証明書等又は条例制定（改廃）請求署名収集委任状は、これを表紙の次につづり込むものとする。
 - 三 署名簿は、署名収集者（請求代表者又は請求代表者の委任を受けた者をいう。）ごとに作成するものとする。
 - 四 地方自治法施行令第九十五条の三の規定による附記は、当該署名の備考欄に記入すること。
 - 五 署名簿が二冊以上あるときは、地方自治法施行令第九十五条の四の規定による記載は、一連番号の最後の署名簿の末尾にこれをしなければならない。

何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

（表紙）

令和何年何月何日
何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿
（第 号）
署名収集者 氏 名

署名の偽造、数の増減等を行った場合には罰則の適用があります。地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条の四第二項。

署名を行おうとする者が心身の故障等により署名簿に署名することができない場合で、その者の委任を受けたとき以外は、代筆を行うことができません（同法第二百九十二条の六第一項において準用する同法第七十四条第八項）。これに違反した場合には罰則の適用があります（同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条の四第三項）。

有効	無効	代筆をした場合	備考
番号	署名	代筆者の の住所	代筆者の の氏名
年月日	住所	代筆者の の住所 の氏名	備考
生年	氏名	代筆者の の生年 の氏名	
月日	代筆者の の住所 の氏名		

- 備考
- 一 本署名簿を二冊以上作成したときは、各署名簿に通ずる一連番号を付さなければならない。
 - 二 条例制定（改廃）請求書等）及び条例制定（改廃）請求代表者証明書等）又は条例制定（改廃）請求署名収集委任状は、これを表紙の次につづり込むものとする。
 - 三 署名簿は、署名収集者（請求代表者又は請求代表者の委任を受けた者）をいう。ここに作成するものとする。
 - 四 地方自治法施行令第三十二条の二において準用する同令第九十五条の三の規定による附記は、当該署名の備考欄に記入すること。
 - 五 署名簿が二冊以上あるときは、地方自治法施行令第一百二十条の二において準用する同令第九十五条の四の規定による記載は、一連番号の最後の署名簿の末尾にこれをしなければならぬ。

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） 請求署名収集委任状様式（第九条関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式（第九条関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃）請求署名収集委任状
 氏名
 住所 都（何道府県）何郡（市）何町（村）大字何町何番地
 生年月日 何年何月何日
 性別 男女

右の者に対し、都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃）請求署名収集に都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃）の請求のための署名を求めると委任する。

令和何年何月何日
 都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃）請求代表者

住所 氏名
 生年月日 性別
 （住所）（氏）（名）
 （生年月日）（性別）

備考
 一 請求代表者が二人以上あるときは、そのうち一人以上の住所、氏名、生年月日及び性別を記載すること。
 二 氏名は自署（官人が公職選挙法施行令別表第一）に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

何広域連合条例制定（改廃） 請求署名収集委任状様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集委任状
 氏名
 住所 都（何道府県）何郡（市）何町（村）大字何町何番地
 生年月日 何年何月何日
 性別 男女

右の者に対し、何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集に何広域連合条例制定（改廃）の請求のための署名を求めると委任する。

令和何年何月何日
 何広域連合条例制定（改廃）請求代表者

住所 氏名
 生年月日 性別
 （住所）（氏）（名）
 （生年月日）（性別）

備考
 一 請求代表者が二人以上あるときは、そのうち一人以上の住所、氏名、生年月日及び性別を記載すること。
 二 氏名は自署（官人が公職選挙法施行令別表第一）に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名審査録様式（第九条関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名審査録様式第九
関係）

- 一 署名簿の受理 令和何年何月何日 都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名審査録様式第九関係
- 二 署名簿の受理 令和何年何月何日
- 三 署名簿の提出（提出）が地方自治法施行令第九十四条第一項第九十二条の二の期間を経過した後であったので、何月何日何日

- (一) 署名簿の提出（提出）が地方自治法施行令第九十四条第一項第九十二条の二の期間を経過した後であったので、何月何日何日
- (二) 署名簿第 号に請求書（号）請求代表者証明書（号）請求署名収集委任状が欠けているので、当該署名簿の署名を無効と決定した。署名簿第 号の何某とある署名は、選挙人名簿に登録されていないので、無効と決定した。
- (三) 署名簿第 号の様式に署名年月日（住所）生年月日（何月何日）の欄がないので、当該署名簿を無効とした。
- (四) 何番（署名簿第 号）の何某とある署名は、選挙人名簿に登録されていないので、無効と決定した。
- (五) 何番（署名簿第 号）の何某とある署名は、ゴム印活字等で記載されたものであるため無効と決定した。
- (六) 何番（署名簿第 号）の何某とある署名は、何人であるかを確認し難いので、無効と決定した。
- (七) 何番（署名簿第 号）の何某とある署名には、署名年月日（住所）生年月日がないので、無効と決定した。
- (八) 何番（署名簿第 号）の何某とある署名は、何月何日何某の出頭及び証言を求めた結果、本人の自署（本人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載したものでない）と認められるので、何月何日無効と決定した。何某の証言内容は、次のとおりである。

四 審査終了 令和何年何月何日

五 証明の修正

- (一) 何月何日何某から何番（署名簿第 号）の何某とある署名は、詐偽（強迫）に基づく旨の申出があつたので、何月何日何某の証言を求めた結果、何某の申出を正当と認め、何月何日これを無効と決定した。申出及び証言の概略は、次のとおりである。
- (二) 何月何日何某から何番（署名簿第 号）の何某とある署名の無効（効）の決定について異議の申出があつたので、審査の結果、申出を正当と認め、何月何日これを有効無効と決定し、当該署名の備

考欄にこの旨を記載した。審査の概略は次のとおりである。

(三) 署名簿の返付 令和何年何月何日 署名簿の末尾の記載は、有効署名数何々無効署名数何々総数何々である。

右は、何条例制定（改廃）請求署名簿についての本選挙管理委員会の審査の次第である。

令和何年何月何日

何市（町）（村）選挙管理委員会

委員長 氏
委員 氏
委員 氏
書記 氏
書記 氏

備考 選挙管理委員会の委員長、委員及び書記の氏名は、自署盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。すること。

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式（第九条関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名収集
証明書様式（第九条関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名
収集証明書
都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求書
に添えて提出する何条例制定（改廃）請求署名欄には、地
方自治法第七十四条第五項の規定により、令和何年何月
何日付で告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一（何
万何千何百何十何人）により有効署名があることを証明しま
す。
なお、署名の効力の決定に関する裁決書（判決書）（地方自
治法第七十四条の二第十項の規定による通知書）何通を添
付します。

令和何年何月何日
蓋（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求
代表者
住所 氏 名
生年月日 性別
〔住所〕 氏 名
〔生年月日〕 性別

何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式（第九条関
係）

何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集証明書
何広域連合何条例制定（改廃）請求書に添えて提出する何
条例制定（改廃）請求署名欄には、地方自治法第二百九十
一条の六第一項において準用する同法第七十四条第五項の
規定により、令和何年何月何日付で告示された請求権を有
する者の総数の五十分の一（何万何千何百何十何人）により
有効署名があることを証明します。
なお、署名の効力の決定に関する裁決書（判決書）（地方自
治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第
七十四条の二第十項の規定による通知書）何通を添付しま
す。

令和何年何月何日
何広域連合条例制定（改廃）請求代表者
住所 氏 名
生年月日 性別
〔住所〕 氏 名
〔生年月日〕 性別

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求書様式（第十七条の九関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求書様式（第十七条の九関係）

事務監査請求書の要旨

一 請求の要旨（千字以内）

二 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（千字以内）

三 請求代表者

住所 氏名
生年月日 性別
（住所）（氏）（氏）（名）
（生年月日）（性別）

右のとおり地方自治法第七十五条第一項の規定により事務の監査を請求いたします。併せて、同法第二百五十一条の三十九第一項の規定により、当該事務監査請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

令和何年何月何日

（都）（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕監査委員 あて

備考

- 一 本請求書又はその写は、都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求者署名簿（こと）にづり込むものとする。
- 二 氏名は自署（官）人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む（）すること。

何広域連合事務監査請求書様式（第十七条の九関係）

何広域連合事務監査請求書様式（第十七条の九関係）

事務監査請求書の要旨

一 請求の要旨（千字以内）

二 監査を行う機関の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（千字以内）

三 請求代表者

住所 氏名
生年月日 性別
（住所）（氏）（氏）（名）
（生年月日）（性別）

右のとおり地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定により事務の監査を請求いたします。併せて、同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第二百五十二条の三十九第一項の規定により、当該事務監査請求に係る監査について、監査を行う機関の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

令和何年何月何日

何広域連合の監査を行う機関 あて

備考

- 一 本請求書又はその写は、何広域連合事務監査請求者署名簿（こと）にづり込むものとする。
- 二 氏名は自署（官）人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む（）すること。

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求代表者証明書様式（第十七条の九関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求代表者証明書様式（第十七条の九関係）
 証明書
 住所 氏名
 生年月日 性別
 (住所) (氏名) (性別)
 (生年月日) (性別)
 右の者は都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求代表者であることを証明する。併せて当該事務監査請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていることを証明する。
 令和何年何月何日
 都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕監査委員 印
 備考 本証明書又はその写は都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求者署名欄（と）につり込むものとする。

何広域連合事務監査請求代表者証明書様式（第十七条の九関係）

何広域連合事務監査請求代表者証明書様式（第十七条の九関係）
 証明書
 住所 氏名
 生年月日 性別
 (住所) (氏名) (性別)
 (生年月日) (性別)
 右の者は何広域連合事務監査請求代表者であることを証明する。併せて当該事務監査請求に係る監査について、監査を行う機関の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていることを証明する。
 令和何年何月何日
 何広域連合の監査を行う機関 印
 備考 本証明書又はその写は何広域連合事務監査請求者署名欄（と）につり込むものとする。

都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕職員措置請求書様式(第十七条の十四関係)

一 請求の要旨

二 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

三 請求者

住所 氏名

右地方自治法第百四十二条第一項の規定により別紙事案説明書添え必要措置を請求します。併せて、同法第百五十一條の四十三項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

令和何年何月何日

都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕監査委員あて

備考 氏名は自署(官人公職選挙法施行令別表第一)に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。すると。

予算の調製の様式(第十四条関係)

何年度(普通地方公共団体名)一般会計予算

何年度(普通地方公共団体名)の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ何千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、何千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(資金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 何々

何年何月何日 提出

〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕

備考 1 特別会計に属する予算(地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける事業に係るものを除く。)は、この様式に準じて、これを調製すること。ただし、国民健康保険事業、介護保険事業及び農業共済事業に係る特別会計については、必要に応じて、この様式を変更することができること。

2 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じて、これを調製すること。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 何々		千円
	1 何々	
	2 何々	
2 何々		
	1 何々	
	2 何々	
歳入合計		

歳出

款	項	金額
1 何々		千円
	1 何々	
	2 何々	
2 何々		
	1 何々	
	2 何々	
歳出合計		

第2表 繰越費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 何々	1 何々		千円		千円
2 何々	1 何々				

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 何々	1 何々		千円
2 何々	1 何々		

備考 1 事業名の欄には、具体的な事業の名称を記載すること。
2 金額の欄には、当該事業に係る金額を記載すること。

第4表 債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円

備考 1 期間及び限度額の欄には、年度ごとに当該年度の限度額を記載すること。ただし、その性質上年度ごとの限度額の明らかでないものは、その総額を記載することができること。
2 限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。

第5表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
計				

備考 1 起債の目的の欄には、地方債資金によって執行する事業の名称を記載すること。
2 利率の欄には、年利により記載すること。なお、利率見直し方式による借入れを行う場合は、文言で記載することができること。

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（第十五条関係）

歳			入		
都	道	府	市	町	村
款	項	目	款	項	目
1	都（道府県）税		1	市（町村）税	
	1	道府県民税		1	市町村民税
		1 個人			1 個人
		2 法人			2 法人
		3 利子割		2	固定資産税
	2	事業税			1 固定資産税
		1 個人			2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金
				2	軽自動車税
		2 法人			1 環境性能割
	3	地方消費税			2 種別割
				4	市町村たばこ税
		1 譲渡割			1 市町村たばこ税
		2 貨物割		5	鉱産税
	4	不動産取得税			1 鉱産税
		1 不動産取得税		6	特別土地保有税
					1 特別土地保有税
	5	道府県たばこ税			
		1 道府県たばこ税		7	入湯税
	6	ゴルフ場利用税			1 入湯税
		1 ゴルフ場利用税		8	事業所税
	7	軽油引取税			

		1 軽油引取税			1 事業所税
8	自動車税			9	都市計画税
		1 環境性能割			1 都市計画税
		2 種別割		10	水利地益税
					1 水利地益税
9	鉱区税			11	共同施設税
		1 鉱区税			1 共同施設税
10	固定資産税			12	何税
		1 固定資産税			1 何税
		2 国有資産等所在都道府県交付金及び納付金		13	旧法による税
					1 何税
11	狩猟税				
		1 狩猟税			
12	水利地益税				
		1 水利地益税			
13	何税				
		1 何税			
14	旧法による税				
		1 何税			
2	地方消費税清算金				
		1 地方消費税清算金			
3	地方譲与税				
		1 特別法人	2	地方譲与税	
				1	地方揮発

	事業譲与税	1 特別法人事業譲与税		油譲与税	1 地方揮発油譲与税
	2 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与税		2 自動車重量譲与税	1 自動車重量譲与税
	3 石油ガス譲与税	1 石油ガス譲与税		3 森林環境譲与税	1 森林環境譲与税
	4 自動車重量譲与税	1 自動車重量譲与税	3 利子割交付金	1 利子割交付金	1 利子割交付金
	5 森林環境譲与税	1 森林環境譲与税	4 配当割交付金	1 配当割交付金	1 配当割交付金
			5 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金
			6 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金

			7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金
			8 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1 地方特例交付金	9 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1 地方特例交付金
5 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税	10 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	11 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金
7 分担金及び負担金	1 分担金	1 農林水産業費分担	12 分担金及び負担金	1 分担金	1 農林水産業費分担

		金		金
		2 何費分担金		2 何費分担金
	2 負担金	1 土木費負担金		1 土木費負担金
		2 何費負担金		2 何費負担金
8 使用料及び手数料	1 使用料	1 民生使用料	13 使用料及び手数料	1 民生使用料
		2 何使用料		2 何使用料
	2 手数料	1 総務手数料		1 総務手数料
		2 何手数料		2 何手数料
9 国庫支出金	1 国庫負担金	1 民生費国庫負担金	14 国庫支出金	1 民生費国庫負担金
		2 何費国庫負担金		2 何費国庫負担金
	2 国庫補助金	1 土木費国庫補助金		1 土木費国庫補助金
		2 何費国庫補助金		2 何費国庫補助金
	3 委託金	1 総務費委託金		1 総務費委託金
		2 何費委託金		2 何費委託金
			15 都(道府県)支出金	
			1 都(道府県)負担	

				金
				1 民生費都(道府県)負担金
				2 何費都(道府県)負担金
			2 都(道府県)補助金	1 土木費都(道府県)補助金
				2 何費都(道府県)補助金
			3 委託金	1 総務費委託金
				2 何費委託金
10 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入	16 財産収入	1 財産運用収入
		2 利子及び配当金		1 財産貸付収入
	2 財産売払収入	1 不動産売払収入		2 利子及び配当金
		2 物品売払収入		2 財産売払収入
		3 生産物売払収入		1 不動産売払収入
11 寄附金	1 寄附金	1 一般寄附金	17 寄附金	2 物品売払収入
		2 何寄附金		3 生産物売払収入
12 繰入金			18 繰入金	1 一般寄附金
				2 何寄附金

	1 特別会計繰入金	1 何特別会計繰入金		1 特別会計繰入金	1 何特別会計繰入金
	2 基金繰入金	1 何基金繰入金		2 基金繰入金	1 何基金繰入金
				3 財産区繰入金	1 何財産区繰入金
13 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	19 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
14 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料等	1 延滞金 2 加算金 3 過料等	20 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	1 延滞金 2 加算金 3 過料
	2 都(道府県)預金 利子	1 都(道府県)預金 利子		2 市(町村)預金 利子	1 市(町村)預金 利子
	3 公営企業貸付金元 利収入	1 何公営企業貸付金 元利収入		3 公営企業貸付金元 利収入	1 何公営企業貸付金 元利収入
	4 貸付金元利収入	1 何貸付金元利収入		4 貸付金元利収入	1 何貸付金元利収入
	5 受託事業収入	1 何受託事業収入		5 受託事業収入	1 何受託事業収入
	6 収益事業			6 収益事業	

	収入	1 宝くじ収入 2 何々		収入	1 宝くじ収入 2 何々
	7 利子割精 算金収入	1 利子割精 算金収入		7 雑入	1 滞納処分 費 2 弁償金 3 違約金及 び延納利 息 4 小切手未 払資金組 入れ 5 雑入
	8 雑入	1 滞納処分 費 2 弁償金 3 違約金及 び延納利 息 4 小切手未 払資金組 入れ 5 雑入		21 市(町村)債	1 市(町村)債 1 土木債 2 何債
15 都(道府県)債	1 都(道府県)債	1 土木債 2 何債			

備考 1 航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法第485条の13第1項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「4 地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、

「3 地方譲与税	1 特別法人事業譲与税	1 特別法人事業譲与税	
	2 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与税	を
	3 石油ガス譲与税	1 石油ガス譲与税	
	4 自動車重量譲与税		

		1 自動車重量譲与税	
	5 森林環境譲与税	1 森林環境譲与税	
「 3 地方譲与税	1 特別法人事業譲与税	1 特別法人事業譲与税	と
	2 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与税	
	3 石油ガス譲与税	1 石油ガス譲与税	
	4 自動車重量譲与税	1 自動車重量譲与税	
	5 森林環境譲与税	1 森林環境譲与税	
	6 航空機燃料譲与税	1 航空機燃料譲与税	
4 市町村たばこ税 都道府県交付金	1 市町村たばこ税 都道府県交付金	1 市町村たばこ税 都道府県交付金	」

すること。
 2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「9 地方特例交付金」を「13 地方特例交付金」とし、以下順次4号ずつ繰り下げ、

「 2 地方譲与税	1 地方揮発油譲与税		

		1 地方揮発油譲与税		
	2 自動車重量譲与税	1 自動車重量譲与税		
	3 森林環境譲与税	1 森林環境譲与税		
3 利子割交付金	1 利子割交付金	1 利子割交付金	を	
4 配当割交付金	1 配当割交付金	1 配当割交付金		
5 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金		
6 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金		
7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金		
8 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金		
				」
「 2 地方譲与税	1 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与		

	2	自動車重量譲与税	税
			1 自動車重量譲与税
	3	森林環境譲与税	1 森林環境譲与税
	4	特別とん譲与税	1 特別とん譲与税
	5	航空機燃料譲与税	1 航空機燃料譲与税
	6	石油ガス譲与税	1 石油ガス譲与税
3		利子割交付金	1 利子割交付金
	1	利子割交付金	1 利子割交付金
4		配当割交付金	1 配当割交付金
	1	配当割交付金	1 配当割交付金
5		株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金
	1	株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金
6		分離課税所得割交付金	1 分離課税所得割交付金
	1	分離課税所得割交付金	1 分離課税所得割交付金
7		法人事業税交付金	1 法人事業税交付金
	1	法人事業税交付金	1 法人事業税交付金
8		地方消費税交付金	1 地方消費税交付金
	1	地方消費税交付金	1 地方消費税交付金

と

			1 地方消費税交付金
9		ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金
	1	ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金
10		環境性能割交付金	1 環境性能割交付金
	1	環境性能割交付金	1 環境性能割交付金
11		軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金
	1	軽油引取税交付金	2 旧法による軽油引取税交付金
12		国営提供施設等所在市町村助成交付金	1 国営提供施設等所在市町村助成交付金
	1	国営提供施設等所在市町村助成交付金	1 国営提供施設等所在市町村助成交付金

- すること。
- 3 国庫支出金等の過年度分については、繰入の項中に「過年度収入」の目を設けることができること。
- 4 1又は数箇の使用料又は手数料のみを証紙による収入の方法により繰入する市町村にあつては、12 使用料及び手数料の款中2 手数料の項の次に次のように項及び目を加えることができること。
- | | | |
|---|------|--------|
| 3 | 証紙収入 | 1 証紙収入 |
|---|------|--------|
- 5 特別会計に係る繰入予算の款項の区分及び目の区分については、普通地方公共団体の長が定めた区分によること。

歳			出			
都	道	府	県	市	町	村

款	項	目	款	項	目
1	議会費		1	議会費	
	1	議会費		1	議会費
		※			※
		1			1
		2			2
2	総務費		2	総務費	
	1	総務管理費		1	総務管理費
		※			※
		1			1
		2			2
		3			3
		4			4
		5			5
		6			6
		7			7
		8			8
		9			9
		10			10
	2	企画費			
		※			※
		1			1
		2			2
	3	徴税费		2	徴税费
		※			※
		1			1
		2			2

4	市町村振興費		3	戸籍住民基本台帳費	
		※			※
		1			1
		2			2
5	選挙費		4	選挙費	
		※			※
		1			1
		2			2
		3			3
6	防災費				
		※			※
		1			1
		2			2
7	統計調査費		5	統計調査費	
		※			※
		1			1
		2			2
8	人事委員会費				
		1			1
		2			2
9	監査委員会費		6	監査委員会費	
		1			1
		2			2
3	民生費		3	民生費	
		※			※
		1			1

	費	※ 1 社会福祉 総務費 2 障害者福 祉費 3 老人福祉 費 4 遺家族等 援護費 5 国民健康 保険連絡 調整費 6 社会福祉 施設費 7 老人福祉 施設費		費	※ 1 社会福祉 総務費 2 社会福祉 施設費
	2 児童福祉 費	※ 1 児童福祉 総務費 2 児童措置 費 3 母子福祉 費 4 児童福祉 施設費		2 児童福祉 費	※ 1 児童福祉 総務費 2 児童措置 費 3 母子福祉 費 4 児童福祉 施設費
	3 生活保護 費	※ 1 生活保護 総務費 2 扶助費 3 生活保護 施設費		3 生活保護 費	※ 1 生活保護 総務費 2 扶助費 3 生活保護 施設費
	4 災害救助 費	1 救助費 2 備蓄費		4 災害救助 費	※ 1 災害救助 費
4 衛生費	1 公衆衛生			4 衛生費	1 保健衛生

	費	※ 1 公衆衛生 総務費 2 結核対策 費 3 予防費 4 精神衛生 費 5 衛生研究 所費		費	※ 1 保健衛生 総務費 2 予防費 3 環境衛生 費 4 診療所費
	2 環境衛生 費	※ 1 環境衛生 総務費 2 食品衛生 指導費 3 環境衛生 指導費		2 清掃費	※ 1 清掃総務 費 2 塵芥処理 費 3 尿処理 費
	3 保健所費	※ 1 保健所費			
	4 医薬費	※ 1 医薬総務 費 2 医務費 3 保健師等 指導管理 費 4 薬務費		5 労働費	
5 労働費	1 労政費	※ 1 労政総務 費 2 労働教育 費 3 労働福祉 費			
	2 職業訓練				

	費			
		※		
	1	職業訓練 總務費		
	2	職業訓練 校費		
3	失業対策 費		1	失業対策 費
		※		※
	1	失業対策 總務費	1	失業対策 總務費
	2	一般失業 対策事業 費	2	一般失業 対策事業 費
4	労働委員 会費		2	労働諸費
		1		※
		1		1
		委員會費		労働諸費
		※		
	2	事務局費		
6	農林水 産業費		6	農林水 産業費
	1	農業費		1
		※		※
	1	農業總務 費	1	農業委員 會費
	2	農業改良 普及費	2	農業總務 費
	3	農業振興 費	3	農業振興 費
	4	農作物對 策費	4	畜産業費
	5	肥料對策 費	5	農地費
	6	植物防疫 費		
	7	農業協同 組合指導 費		
	8	農業共濟 團體指導 費		

		9		
		食糧管理 費		
		10		
		農業試驗 場費		
		11		
		畜業費		
2	畜産業費			
		※		
		1		
		畜産總務 費		
		2		
		畜産振興 費		
		3		
		家畜保健 衛生費		
		4		
		畜産試驗 場費		
3	農地費			
		※		
		1		
		農地總務 費		
		2		
		土地改良 費		
		3		
		農地防災 事業費		
		4		
		開墾及び 開拓事業 費		
		5		
		干拓事業 費		
		6		
		農地調整 費		
4	林業費			
		※		
		1		
		林業總務 費		
		2		
		林業振興 費		
		3		
		森林病害 虫防除費		
		4		
		造林費		
		5		
		林道費		
		6		
		治山費		
		7		
		林業試驗 場費		
			2	林業費
				※
			1	林業總務 費
			2	林業振興 費

	5 水産業費	8 狩猟費 ※ 1 水産業総務費 2 水産業振興費 3 水産業協同組合指導費 4 漁業調整費 5 漁業取締費 6 水産試験場費 7 漁港管理費 8 漁港建設費		3 水産業費	※ 1 水産業総務費 2 水産業振興費 3 漁港管理費 4 漁港建設費
7 商工費	1 商業費	※ 1 商業総務費 2 商業振興費 3 貿易振興費 4 物産あつ旋所費	7 商工費	1 商工費	※ 1 商工総務費 2 商工業振興費 3 観光費
	2 工鉱業費	※ 1 工鉱業総務費 2 中小企業振興費 3 銃砲火薬ガス等取締費 4 計量検定費 5 工業試験場費			

	3 観光費	6 観光振興費 ※ 1 観光費			
8 土木費	1 土木管理費	※ 1 土木総務費 2 土木出張所費 3 建設業指導監督費 4 建築指導費	8 土木費	1 土木管理費	※ 1 土木総務費
	2 道路橋りよう費	※ 1 道路橋りよう総務費 2 道路維持費 3 道路新設改良費 4 橋りよう維持費 5 橋りよう新設改良費		2 道路橋りよう費	※ 1 道路橋りよう総務費 2 道路維持費 3 道路新設改良費 4 橋りよう維持費 5 橋りよう新設改良費
	3 河川海岸費	※ 1 河川総務費 2 河川改良費 3 砂防費 4 海岸保全費		3 河川費	※ 1 河川総務費

	4 港湾費	5 水防費		4 港湾費	
		※			※
		1 港湾管理費		1 港湾管理費	
		2 港湾建設費		2 港湾建設費	
	5 都市計畫費	※		5 都市計畫費	※
		1 都市計畫總務費		1 都市計畫總務費	
		2 土地區画整理費		2 土地區画整理費	
		3 街路事業費		3 街路事業費	
		4 公園費		4 公共下水道費	
	6 住宅費	※		5 都市下水道費	
		1 住宅管理費		6 公園費	
		2 住宅建設費		※	
9 警察費	1 警察管理費		9 消防費	1 住宅管理費	
		1 公安委員會費		2 住宅建設費	
		※			
		2 警察本部費		1 消防費	
		3 裝備費		※	
		4 警察施設費		1 常備消防費	
		5 運転免許費		2 非常備消防費	
		6 恩給及び		3 消防施設費	
				4 水防費	

	2 警察活動費	退職年金費			
		1 一般警察活動費			
		2 刑事警察費			
		3 交通指導取締費			
10 教育費	1 教育總務費		10 教育費	1 教育總務費	
		1 教育委員會費			1 教育委員會費
		※			※
		2 事務局費			2 事務局費
		3 教職員人事費			3 恩給及び退職年金費
		4 教育連絡調整費			
		5 教育研究所費			
		6 恩給及び退職年金費			
	2 小学校費	※		2 小学校費	※
		1 教職員費			1 學校管理費
		2 教育振興費			2 教育振興費
					3 學校建設費
	3 中学校費	※		3 中学校費	※
		1 教職員費			1 學校管理費
		2 教育振興費			2 教育振興費
					3 學校建設費

4	高等学校費	※ 1 高等学校 総務費 2 全日制高 等学校管 理費 3 定時制高 等学校管 理費 4 教育振興 費 5 学校建設 費 6 通信教育 費	4	高等学校費	※ 1 高等学校 総務費 2 全日制高 等学校管 理費 3 定時制高 等学校管 理費 4 教育振興 費 5 学校建設 費
5	特別支援 学校費	※ 1 特別支援 学校費	5	幼稚園費	※ 1 幼稚園費
6	社会教育 費	※ 1 社会教育 総務費 2 視聴覚教 育費 3 文化財保 護費 4 図書館費	6	社会教育 費	※ 1 社会教育 総務費 2 公民館費 3 図書館費
7	保健体育 費	※ 1 保健体育 総務費 2 体育振興 費 3 体育施設 費	7	保健体育 費	※ 1 保健体育 総務費 2 体育施設 費
11	災害復 旧費		11	災害復 旧費	

1	農林水産 施設災害 復旧費	1 何災害復 旧費	1	農林水産 施設災害 復旧費	1 何災害復 旧費
2	何施設災 害復旧費	1 何災害復 旧費	2	何施設災 害復旧費	1 何災害復 旧費
12	公債費	1 公債費 1 元 金 2 利 子 3 公債諸費	12	公債費	1 公債費 1 元 金 2 利 子 3 公債諸費
13	諸支出 金	1 普通財産 取得費 2 公営企業 貸付金 3 地方消費 税清算金 4 利子割交 付金 5 配当割交 付金 6 株式等譲 渡所得割 交付金 7 法人事業 税交付金	13	諸支出 金	1 普通財産 取得費 2 公営企業 貸付金 1 何取得費 1 何公営企 業貸付金

		1 法人事業 税交付金			
8	地方消費 税交付金	1 地方消費 税交付金			
9	ゴルフ場 利用税交 付金	1 ゴルフ場 利用税交 付金			
10	環境性 能割交付 金	1 環境性能 割交付金			
11	利子割精 算金	1 利子割精 算金			
14	予備費	14 予備費	1 予備費	1 予備費	1 予備費

備考 1 都、指定都市等行政権能の差のあるものについては、当該行政権能の差により必要な款又は項を設けることができること。
 2 一般職の職員の給料、職員手当等(退職手当を除く。)及び共済費は、※印を付している目に計上すること。
 3 2にかかわらず、事業費支弁の一般職の職員の給料、職員手当等(退職手当を除く。)及び共済費は、当該事業費の目に計上すること。
 4 2にかかわらず、施設の一般職の職員に係る給料、職員手当等(退職手当を除く。)及び共済費は当該施設の目に計上することができること。
 5 2にかかわらず、会計年度任用職員の給料、職員手当等(退職手当を除く。)及び共済費は、当該事業の目に計上することができること。
 6 特別会計に係る歳出予算の款項の区分及び目の区分については、普通地方公共団体の長が定めた区分によること。
 7 地方税法第485条の13第1項の市町村にあつては、13 諸支出金の款中2 公営企業貸付金の項の次に次のように項及び目を加えること。

3	市町村たばこ税都 道府県交付金	1 市町村たばこ税都 道府県交付金
---	--------------------	----------------------

歳入予算に係る節の区分(第十五条関係)

歳入予算に係る節の区分(第十五条関係)

款の区分	節
都(道府県)税、市(町村)税	1 現年課税分 2 滞納繰越分 ただし、歳入予算の項の区分を地方消費税とするもの及び項の区分を軽自動車税とし目の区分を環境性能割とするものについては、目と同一とする。
地方消費税清算金 地方譲与税 利子割交付金 配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 地方消費税交付金 環境性能割交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 繰入金 繰越金	目と同一とする。
その他の歳入科目	歳出予算の項の区分等に対応して普通地方公共団体の長が定めた節の区分による。

歳出予算に係る節の区分(第十五条関係)

節	説	明
1 報酬	議員報酬 委員報酬 非常勤職員報酬	執行機関である委員会の委員及び委員(常勤の者を除く。)に係る報酬 その他の非常勤職員の報酬
2 給料	特別職給	知事、副知事、市町村長及び副市町村長並びに教育長、常勤の監査委員及び人事委員会の常勤の委員に係る報酬
3 職員手当等	一般職給 扶養手当 初任給調整手当 通勤手当 特殊勤務手当 特勤手当 何見手当	法律又はこれに基づく条例に基づく手当
4 共済費		地方公務員共済組合に対する負担金 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料
5 災害補償費	療養補償費 休業補償費 何補償費 葬祭料	
6 恩給及び退職年金	恩給 退職年金	普通恩給、増加恩給及び扶助料 退職年金、通算退職年金、公務傷病年金及び遺族年金
7 報償費	報償金 賞賜金 買上金	報酬に掲げるもの以外のもの(謝礼金を含む。)
8 旅費	費用弁償 普通旅費 特別旅費	議員その他の非常勤職員の費用弁償及び関係人等に対する実費弁償
9 交際費		
10 需用費	消耗品費	文具、印紙の類で一度の使用でその効用を失うもの及び数会計年度にわたり使用される物品で備品の程度に至らない消耗器材

	燃料費	暖房、炊事等の庁用燃料及び自動車用燃料費
	食糧費	
	印刷製本費	
	光熱水費	電気、ガス、水道及び冷暖房使用料
	修繕料	備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないもの
	賄材料費	
	飼料費	
	医薬材料費	
11 役務費	通信運搬費	郵便、電信電話料及び運搬料
	保管料	
	広告料	
	手数料	地方債事務取扱手数料
	筆耕翻訳料	筆耕、翻訳及び速記料
	火災保険料	
	自動車損害保険料	
12 委託料		試験、研究及び調査並びに映画等製作委託料
13 使用料及び賃借料		
14 工事請負費	何工事請負費	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費で契約によるもの
15 原材料費	工事材料費 加工用原料費	
16 公有財産購入費	権利購入費 土地購入費 家屋購入費 船舶、航空機等購入費	
17 備品購入費	庁用器具費 機械器具費 動物購入費	消耗品以外の動物
18 負担金、補助及交付金	負担金 補助金 交付金	
19 扶助費	生活扶助費	

20	貸付金	何	扶	助	費
21	補償、補填及び賠償金	補	償	金	
		補	填	金	欠損補填金及び繰上充用金
		賠	償	金	
22	償還金、利子及び割引料	償	還	金	地方債の元金償還金、税収入等の還付金
					小切手支払未済償還金
		利	子	及	び
		割	引	料	地方債及び一時借入金の利子並びに割引発行する地方債の割引料
		還	付	加	算
23	投資及び出資金				債券及び株式の取得に要する経費並びに公益財団法人の定款に係る出えん金等
24	積立金				
25	寄附金				
26	公課費				
27	繰出金				他会計への繰出し

備考 1 節及びその説明により明らかでない経費については、当該経費の性質により類似の節に区分整理すること。
 2 節の頭初の番号は、これを変更することができないこと。
 3 歳出予算を配当するときは、款項目節のほか、必要に応じ節の説明により、これを行なうことができること。

予算に関する説明書様式(第十五条の二関係)

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
	千円	千円	千円
1 何々々			
2 何々々			
歳入合計			

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(都道府県)支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 何々々							
2 何々々							
歳出合計							

備考 1 前年度予算額の欄には、前年度当初予算に係る金額を掲げること。
 2 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じてこれを調製すること。

- 備考 1 長等とは知事(市町村長)及び副知事(副市町村長)をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。
 2 この表は、報酬又は給料をもつて支弁される特別職の職員で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。
 3 給与費欄のその他の手当欄に記載した場合は、備考欄に当該手当の内容を具体的に記載すること。

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	()							
前 年 度	()							
比 較	()							

職員手当の内訳	区 分	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)		
	本 年 度								////
	前 年 度								////
	比 較								////

- 備考 1 この表は、報酬又は給料をもつて支弁される一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。
 2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			

- 備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。
 2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	何 々 職	何 々 職	
年 月 日現在	平均給料月額(円)		////
	平均給与月額(円)		////
	平均年齢(歳)		////
年 月 日現在	平均給料月額(円)		////
	平均給与月額(円)		////
	平均年齢(歳)		////

イ 初任給

区 分	何々職(円)	何々職(円)	国 の 制 度		
			何々職(円)	何々職(円)	
高 校 卒					
大 学 卒					

ウ 級別職員数

区 分	何 々 職			何 々 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
年 月 日現在	何 級	()	()	何 級	()	()
	何 級	()	()	何 級	()	()
	計	()	()	計	()	()
年 月 日現在	何 級	()	()	何 級	()	()
	何 級	()	()	何 級	()	()
	計	()	()	計	()	()

(級別の基準となる職務)

区 分	何 級	何 級
何 々 職		

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種			
		何 々 職	何 々 職		
本 年 度	職 員 数(A)(人)				
	昇給に係る職員数(B)(人)				
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)			
		4号給(人)			
		6号給(人)			
		8号給(人)			
		何号給(人)			
比 率(B)／(A) (%)					
前 年 度	職 員 数(A)(人)				
	昇給に係る職員数(B)(人)				
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)			
		4号給(人)			
		6号給(人)			
		8号給(人)			
		何号給(人)			
比 率(B)／(A) (%)					

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の級等 による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	()	()	()		
前 年 度	()	()	()		
国 の 制 度	()	()	()		

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の加算措 置等	備 考
支 給 率 等						
国 の 制 度 (支給率等)						

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域						
支 給 率 (%)						
支給対象職員数 (人)						
国の指定基準に基づく 支給率(%)						

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		何 々 職	何 々 職	
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)				
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (年 月 日現在)				
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称				

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当		
住 居 手 当		
通 勤 手 当		

- 備考 1 「ア 職員1人当たり給与」、「イ 初任給」、「ウ 級別職員数」、「エ 昇給」及び「ク 特殊勤務手当」の何々職の区分は、給料表の区分によることとし、複数の職種について同一の給料表を適用している場合にあつては、原則としてそれぞれの職種の区分によること。
- 2 「ア 職員1人当たり給与」及び「ウ 級別職員数」は、予算調製時及びその1年前の数値により、「ク 特殊勤務手当」の支給対象職員の比率は予算調製時の数値により、それぞれ作成すること。
- 3 「ア 職員1人あたり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。
- 4 「ア 職員1人当たり給与」の平均給与月額、期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除いて算定すること。
- 5 「イ 初任給」の国の制度の職種の区分は、原則として、当該会計において職員に適用される給料表に対応する俸給表が適用される国家公務員の職種の区分によること。
- 6 「ウ 級別職員数」の()内には、短時間勤務職員について外書きすること。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

事 項	限 度 額	前年度末までの支出 (見込)額		当該年度以降の支出予 定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国(都道府 県)支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円

備考 限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 債 選 見 込 額	
1 普 通 債	千円	千円	千円	千円	千円
(1) 土 木 産 業 債					
(2) 農 林 水 産 債					
(3) 教 育 債					
(4) 公 営 住 宅 債					
(5) 何 々 債					
2 災 害 復 旧 債					
(1) 土 木 産 業 債					
(2) 農 林 水 産 債					
(3) 公 営 住 宅 債					
(4) 何 々 債					
3 そ の 他					
(1) 転 貸 債					
(2) 歳 入 欠 かん 債					
(3) 退 職 手 当 債					
(4) 何 々 債					
合 計					

備考 借替債で他の地方債の区分により区分することができないものについては、3 その他の項に借替債の区分を設けて記載すること。

継続費繰越計算書様式(第十五条の三関係)

何年度(普通地方公共団体名)継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	何年度継続費予算現額			支出済及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国(都道府県)支出金	地方債	その他
1 何々	1 何々		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 何々	1 何々												

何年何月何日提出

〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕
氏 名

- 備考 1 支出済額及び支出見込額の欄には、当該年度の支出済額及び支出負担行為済みの金額で支出未済の金額を記載すること。
 2 左の財源内訳欄には、継続費の翌年度繰越額に充てるべき翌年度における財源の予定を記載すること。したがって、特定財源の欄には、当該年度における継続費の特定財源のうち調定未済又は調定済未納であつて翌年度に繰り越すものを計上すること。
 3 地方自治法第220条第3項ただし書の規定により継続費に係る歳出予算の金額を繰り越したものについては、「翌年度繰越額」とあるのは「翌年度繰越額」と読み替えるものとする。

継続費精算報告書様式(第十五条の三関係)

何年度(普通地方公共団体名)継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較			
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割と出額の差	左の財源内訳		
					特定財源				特定財源				特定財源		
					国(都道府県)支出金	地方債	その他		国(都道府県)支出金	地方債	その他		国(都道府県)支出金	地方債	その他
1 何々	1 何々		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			計												
2 何々	1 何々														
			計												

何年何月何日提出

〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕
氏 名

繰越明許費繰越計算書様式(第十五条の四関係)

何年度(普通地方公共団体名)繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源 何々	一般財源
1 何々	1 何々		円	円	円	円	円
2 何々	1 何々						

何年何月何日提出

〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕
氏 名

備考 未収入特定財源の欄には、調定未済額及び調定済未収入額を記載すること。

事故繰越し繰越計算書様式(第十五条の五関係)

何年度(普通地方公共団体名)事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定 繰越額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済 額			既収入 特定財源	未収入 特定財源 何々	一般財 源	
1 何々	1 何々		円	円	円	円	円	円	円		
2 何々	1 何々										

何年何月何日提出

〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕
氏 名

備考 説明の欄には、事故繰越しの理由を記載すること。

決算の調製の様式(第十六条関係)

何年度(普通地方公共団体名)歳入歳出決算書

歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 何々	1 何々						
	2 何々						
2 何々	1 何々						
	2 何々						
歳 入 合 計							

歳出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 何々	1 何々					
	2 何々					
2 何々	1 何々					
	2 何々					
歳 出 合 計						

歳入歳出差引残額 円
 うち基金繰入額 円
 又は
 歳入歳出差引歳入不足額 円
 このため翌年度歳入繰上充入金 円

何年何月何日提出
 [何都(道府県)知事] [何都(道府県)何市(町村)長]
 氏 名

歳入歳出決算事項別明細書様式(第十六条の二関係)

何年度(普通地方公共団体名)歳入歳出決算事項別明細書

歳入

款	項	目	予 算 現 額						調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	計	節						
							区 分	金 額					
1 何々	1 何々		円	円	円	円		円	円	円	円		
		1 何々					何々						
2 何々	1 何々												
		1 何々					何々						
歳 入 合 計													

備考 歳入の予算現額欄のうち継続費及び繰越事業費繰越財源充当額については、未収入特定財源を当該特定財源の科目の項の当該欄にその他を繰越金の項の当該欄に記載すること。

歳 出

款	項	目	予 算 現 額						支 出 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考		
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	費 用 繰 越 額	費 用 繰 越 額	予 備 費 支 出 増 減	計		節		繰 越 費			繰 越 許 費	事 故 繰 越 額
										区 分	金 額					
1	何々		円	円	円	円	円		円	円	円	円	円			
	1	何々														
		1	何々													
								何々								
2	何々															
	1	何々														
		1	何々													
								何々								
歳 出 合 計																

備考 前年度からの繰越事業費について不用額を生じたときは、その旨備考欄に記載しなければならない。

実質収支に関する調書様式(第十六条の二関係)

実 質 収 支 に 関 する 調 書

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	千円
2	歳 出 総 額	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通欠繰越額
		(2) 繰越明許費繰越額
		(3) 事故繰越し繰越額
		計
5	実 質 収 支 額	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	

財産に関する調書様式(第十六条の二関係)

財 産 に 関 す る 調 書

1 公有財産
(1) 土地及び建物

区 分	土地（地積）	建 物								
		木（延面積）			非木（延面積）			延面積計		
		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
本 庁 舎	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
その他機関										
警 察（消防）施設										
その他の施設										
公 学 校										
公 営 住 宅										
公 園										
その他の施設										
山 林										
何 々										
合 計										

備考 1 この調書は、総括、行政財産及び普通財産に区分して作成すること。以下(5)までについて同じ。
2 道路及び橋りょう、河川及び海岸並びに港湾及び漁港については、この調書に記載することを要しないこと。

(2) 山 林

土地の権利の区分	面 積			立木の推定蓄積量		
	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
所 有	m ²	m ²	m ²	m ³	m ³	m ³
分 取						
その他の権原によるもの						
合 計						

備考 面積の欄には、土地の権利の区分に対応する土地の面積を記載すること。

(3) 動 産

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
船	隻	隻	隻
船	総トン	総トン	総トン
浮 標	個	個	個
浮 棧 橋	個	個	個
浮 ド ッ ク	個	個	個
航 空 機	機	機	機

(4) 物 権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
地 上 権	m ²	m ²	m ²
地 役 権			
鉱 業 権			
何 々			

(5) 無体財産権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
特 許 権	件	件	件
著 作 権			
何 々			

(6) 有価証券

区 分	前年度末現在額	決算年度中増減額	決算年度末現在額
株 券	千円	千円	千円
社 債 券			
地 方 債 証 券			
国 債 証 券			
何 々			

(7) 出資による権利

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
何々	千円	千円	千円

(8) 財産の信託の受益権

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
何々	件	件	件

備考 財産の信託の類型ごとに区分して記載すること。

2 物品

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
乗用車	台	台	台
何々			

備考 この調査は、重要な物品について必要に応じ記載すること。

3 債権

区分	前年度末現在額	決算年度中増減額	決算年度末現在額
貸付金	千円	千円	千円
何々			

備考 この調査は、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について記載すること。

4 基金

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
不動産	山林	m ²	m ²
	土地	m ²	m ²
	何々	m ²	m ²
立木	m ³	m ³	m ³
何々			
動産			
何々			
有価証券	千円	千円	千円
現金	千円	千円	千円

備考 この調査は、基金の種類ごとに記載すること。

申請書様式(第十八条関係)

	何年何月何日
何市(町)(村)長あて	
	認可を受けようとする地線による 団体の名称及び主たる事務所の 所在地
	名称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏名 住所
	認 可 申 請 書
<p>地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。</p>	
(別添書類)	
1 規約	
2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	
3 構成員の名簿	
4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	
5 申請者が代表者であることを証する書類	

申請書様式（第十八条の二関係）

何年何月何日
何市(町)(村)長あて
<p>認可地縁団体甲 合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地 名称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏名 住所</p> <p>認可地縁団体乙 合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地 名称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏名 住所</p>
認 可 申 請 書
<p>地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、 下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○ 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体 (以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地 名称 所在地 ・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所 氏名 住所 ・合併により消滅する認可地縁団体の名称 名称 <p>(別添書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併後の認可地縁団体の規約 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

届出書様式(第二十条関係)

何年何月何日
何市(町)(村)長あて
<p>地縁による団体の名称及び主たる事務 所の所在地 名称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏名 住所</p>
告 示 事 項 変 更 届 出 書
<p>下記事項について変更があつたので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更があつた事項及びその内容 2 変更の年月日 3 変更の理由

台帳様式(第二十一条関係)

地 縁 団 体				台 帳 (何市(町)(村))					
枚数	名 称			代表者に関する事項	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
					原 因	原 因	原 因	原 因	
					年 月 日認可	告 示 年 月 日	告 示 年 月 日	告 示 年 月 日	告 示 年 月 日
					年 月 日告示	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
					年 月 日認可	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示
	主たる事務所				年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
					年 月 日告示	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示
					年 月 日告示	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示
					年 月 日告示	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
代表者に関する事項	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示		
	原 因	原 因	原 因	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	告 示 年 月 日	告 示 年 月 日	告 示 年 月 日	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示		
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示		
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示		
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示		
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示		
認可年月日				年 月 日					
台帳を起こした年月日									
年 月 日									

名称等欄 丁

名称
規約に定める目的

目的欄 丁

申請書様式(第二十二条関係)

何年何月何日
何市(町)(村)長あて
地縁による団体の名称及び主たる 事務所の所在地 名 称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏 名 住 所
規 約 変 更 認 可 申 請 書
地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。
(別添書類)
1 規約変更の内容及び理由を記載した書類 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

届出書様式(第二十二条の二の三関係)

何年何月何日
何市(町)(村)長あて
認可地縁団体甲 合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地 所在地 代表者の氏名及び住所 氏 名 住 所 認可地縁団体乙 合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地 名 称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏 名 住 所
合併に係る債権者保護手続終了届出書
地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。
(別添書類)
・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

申請書様式(第二十二條の二の五關係)

	何年何月何日
何市(町)(村)長あて	
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地	
名称	
所在地	
代表者の氏名及び住所	
氏名	
住所	
所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	
<p>地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。</p>	
記	
○ 申請不動産(所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産)に関する事項	
・建物	
名 称	延 床 面 積
所 在 地	
・土地	
地 目	面 積
所 在 地	
・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所	
氏名又は名称	
住 所	
(別添書類)	
1 申請不動産の登記事項証明書	
2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類	
3 申請者が代表者であることを証する書類	
4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料	

申出書様式(第二十二條の三關係)

	何年何月何日
何市(町)(村)長あて	
異議を述べる者の氏名及び住所	
氏名	
住所	
申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	
<p>地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。</p>	
記	
1 公告に関する事項	
(1) 申請を行った認可地縁団体の名称	
(2) 申請不動産に関する事項	
・建物	
名 称	延 床 面 積
所 在 地	
・土地	
地 目	面 積
所 在 地	
・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所	
氏名又は名称	
住 所	
(3) 公告期間	
2 異議を述べる登記関係者等の別	
<input type="checkbox"/> 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人	
<input type="checkbox"/> 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人	
<input type="checkbox"/> 申請不動産の所有権を有することを疎明する者	
3 異議の内容(異議を述べる理由等)	
(別添書類)	
<input type="checkbox"/> 申請不動産の登記事項証明書	
<input type="checkbox"/> 住民票の写し	
<input type="checkbox"/> その他の市町村長が必要と認める書類()	
(注)この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。	

情報提供様式(第二十二条の四関係)

			第 号 何年何月何日
(申請団体) 御中 認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏 名 住 所			
			何市(町)(村)長
公告結果(承諾)の情報提供について			
<p>地方自治法第260条の46第1項の規定により、年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第3項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第4項に規定する証する情報を提供します。</p>			
1 公告に関する事項			
(1) 申請を行った認可地縁団体の名称			
(2) 申請不動産に関する事項			
・建物			
名 称		延 床 面 積	所 在 地
・土地			
地 目		面 積	所 在 地
・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所 氏名又は名称 住 所			
(3) 公告期間			
2 公告の結果			
1の公告については、1(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。			

通知書様式(第二十二条の五関係)

			第 号 何年何月何日
(申請団体) 御中 認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏 名 住 所			
			何市(町)(村)長
公告結果(異議申出あり)通知書			
<p>地方自治法第260条の46第1項の規定により、年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第5項の規定に基づき通知します。</p>			
1 公告に関する事項			
(1) 申請を行った認可地縁団体の名称			
(2) 申請不動産に関する事項			
・建物			
名 称		延 床 面 積	所 在 地
・土地			
地 目		面 積	所 在 地
・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所 氏名又は名称 住 所			
(3) 公告期間			
2 異議の内容等			
(1) 異議を述べた登記関係者等			
氏名			
住所			
登記関係者等の別			
(2) 異議を述べた年月日			
(3) 異議を述べた理由等			